

平成 27 年 8 月 1 日

市民文化会館・市民ギャラリー  
ご利用者 様

豊田市民文化会館  
所長 梅村法実

豊田市民文化会館・豊田市民ギャラリー  
利用規定の改定について

日ごろは弊施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリーの利用に関する規定の一部を下記のとおり改定いたしますので、ご利用の皆様には、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点などはお気軽にお尋ねください。

記

●対象となる利用	平成 27 年 10 月 1 日以降の利用
●主な目的	さらなる利用促進のため

市民文化会館改定項目

(1)展示室・リハーサル室・練習室・会議室・和室の各施設は、商業宣伝・営業等が主目的の利用が可能となります。

展示室の申請期間は 6 ヶ月前から、その他の施設は現行の申請期間となります。

(展示室の目的外使用の申請期間は、3 ヶ月前から 6 ヶ月前に変更となります。)

施設使用料及び附属施設使用料は、通常の 2 倍となります。

(2)大会議室・練習室 B の使用料が減額されます。

大会議室／(現行) 1 区分 8,300 円→(新) 1 区分 4,800 円

練習室 B／(現行) 1 区分 2,700 円→(新) 1 区分 700 円

(3)小ホールと展示室を併用して利用する場合は、小ホールの申請期間である 10 ヶ月前からの申請が可能となります。

(4)次のホール附属設備は、老朽化により貸出備品から削除します。

35 ミリ映写機、16 ミリ映写機、スライド映写機、オーバーヘッド  
プロジェクター、デーライトスクリーン、エレクトーン

(5)ホールの附属設備の一部は、設備使用料金が下がります。

詳しくはお問い合わせください。

### 市民ギャラリー改定項目

(1)展示室は、商業宣伝・営業等が主目的の利用が可能となります。

この場合、展示室の申請期間は6ヶ月前からとなります。

(展示室の目的外使用の申請期間は、3ヶ月前から6ヶ月前に変更となります。)

施設使用料は、通常の2倍となります。

(2)1日単位の利用区分が半日単位となります。

(現行) 1日 (10:00～18:00) 12,000 円

(新)

10:00～14:00	14:00～18:00
6,000	6,000

### 問合せ

豊田市民文化会館 0565-33-7111 月曜日休館

豊田市民ギャラリー 0565-33-2112 火曜日休館

※豊田市民ギャラリーは、豊田市民文化会館の分館という位置づけです。